

第 23 回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第23回宮古市農業委員会総会議事録

令和5年3月27日、第23回総会はシートピアなあと研修室に招集された。

1. 開会日時 令和5年3月27日(月)午後3時00分
2. 閉会日時 令和5年3月27日(月)午後3時47分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 9名)

2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員	4番 山崎 安人 委員
5番 中野 正隆 委員	6番 福士 永輝 委員	7番 去石 徹 委員
8番 畠山 一伸 委員	9番 阿部 剛夫 委員	10番 飛澤 教男 委員

4. 欠席した委員はない。

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一
次 長 中屋 和秀
主 査 小野寺 泉

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 宮古市農業委員会事務局職員の任免に係る専決処分について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
議案第4号 令和5年度農業労賃標準額の設定について
議案第5号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後3時00分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

現在、委員9名中9名の出席です。
宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第23回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章3番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章3番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。
それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長
(報告第1号)

異議なしと認め、議事録署名委員には9番阿部委員と2番古舘委員を、書記には事務局の小野寺主査を指名いたします。
次に、日程第2、報告第1号「宮古市農業委員会事務局職員の任免に係る専決処分について」を事務局より報告願います。飛澤事務局長。

飛澤事務局長

議案書の1ページをお開き願います。
(議案書の報告第1号を朗読して報告)
以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

(報告第2号)

ないようですので、次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の2ページをお開き願います。
(議案書の報告第2号を朗読)
今月の受理件数は3件で、取得事由はすべて相続による所有権移転であり、農業委員会によるあっせんの希望はございません。
それでは3月分届出合計を読み上げて報告といたします。
3ページをご覧ください。

(議案書を朗読して報告)
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (議案第1号) ないようですので、次に、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。
それでは、付議番号1番について事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主査 議案書の4ページをご覧ください。
(議案第1号を朗読)
付議番号1番についてご説明いたします。申請地所在図は1ページ、資料はナンバー1をご用意願います。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)
それでは資料をもとにご説明いたします。資料のナンバー1をご覧ください。

去る3月16日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の畠山委員、事務局から私の3名で現地を確認いたしました。

2権利移転の理由でございますが、譲受人は(1)規模拡大、譲渡人は①自作地有償所有権移転で、14その他の、農地を相続したが農業経営していないため、有効に活用されるよう譲渡するものでございます。裏面をご覧ください。3の農地法第3条第2項および第3項の該当状況につきましては

(1)の移動する権利の種類は移転、(2)の移動する農地または採草放牧地の区分は農地で自作地、(3)の農地法第3条第2項該当の有無は第1号から第7号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。4、5及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の畠山委員は異議がないとのことでした。説明は以上でございます。

議長 次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3番竹野委員 3番竹野です。事務局の説明のとおり何ら問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長	<p>質疑がないようですので、これで付議番号1番の審議を終わります。以上で議案第1号の審議を終了いたしました。これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長 (議案第2号)	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。</p>
中屋次長	<p>議案書の5ページをご覧ください。 (議案書の議案第2号を朗読) 付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー2をご用意願います。 (議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー2をご覧ください。 令和5年3月16日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の吉濱委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。 1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄であります。(1)農地の種類は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の農地で第3種農地でございます。(2)、(3)、(4)、(6)、(7)については転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)及び(8)については該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で工業地域でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地域外でございます。(4)は該当ございません。 以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の吉濱委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。</p>
3番竹野委員	<p>3番竹野です。ただいまの説明のとおりで何ら問題ないと見てまいりました。ご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1の審議を終わります。
次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号2番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー2の2をご用意願います。

(議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2の2をご覧願います。

3月16日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の戸花委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございますが(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)までは該当ございません。
2 他法令関連事項で欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の戸花委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3番竹野委員

3番竹野です。事務局の説明のとおりで何ら問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。
以上で、議案第2号の審議が終了いたしました。
これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。
- (議案第3号) 次に、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。
付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 議案書の6ページをお開き願います。
(議案書の議案第3号を朗読)
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナンバー3をご用意願います。
(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー3をご覧願います。
3月16日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の畠山委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。
1 適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号1番の申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の畠山委員は、異議がないということでございました。
説明は以上でございます。
- 議長 次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。
- 3番竹野委員 3番竹野です。ただいまの説明のとおりで問題ないものと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。
次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 付議番号2番についてご説明いたします。所在図は5ページ、資料のナンバー3の2をご用意願います。
(議案第3号付議番号2番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー3の2をご覧願います。
3月16日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。
1 適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外

になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号2番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3番竹野委員

3番竹野です。ただいまの説明のとおりで何ら問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の7ページをご覧ください。

付議番号3番についてご説明いたします。所在図は6ページ、資料のナンバー3の3をご用意願います。

(議案第3号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3の3をご覧ください。

3月16日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の澤田委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号3番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の澤田委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

- 3 番竹野委員 3 番竹野です。ただいまの事務局説明のとおりで問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
中野委員。
- 5 番中野委員 5 番中野です。地目変更手続きを怠っていた理由ですが、願出人の立場上、知らなかったというのはいかがなものかと思いますが。
- 議 長 中屋次長。
- 中屋次長 おっしゃるとおりだと思います。ただ、願出書に手続きを怠っていた理由を書く欄があって、このとおり書いてきたので担当者はこれでいいと思っているのかなということでございます。なお、許可不要の転用案件であったということで、当時、転用許可を得ていないという事情もあったかと思っております。
- 議 長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)
- 議 長 そのほかないので、付議番号 3 番の審議を終わります。
次に、付議番号 4 番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 付議番号 4 番についてご説明いたします。所在図は 7 ページ、資料のナンバー 3 の 4 をご用意願います。
(議案第 3 号付議番号 4 番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー 3 の 4 をご覧願います。
3 月 16 日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の上須賀委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。
1 適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項欄でございますが、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で、■■■は農用地区域内でございますが、そのほかは農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号 4 番の申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の上須賀委員は、異議がないということでございました。
説明は以上でございます。
- 議 長 次に、月当番の 3 番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

- 3 番竹野委員 3 番竹野です。重茂半島のほとんどの山田の手前を見てきました。かなりの傾斜地のちょっと大変な場所で、事務局説明のとおりで問題ないものと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑がないようですので、付議番号 4 番の審議を終わります。
次に、付議番号 5 番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 付議番号 5 番についてご説明いたします。所在図は 8 ページ、資料のナンバー 3 の 5 をご用意願います。
(議案第 3 号付議番号 5 番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー 3 の 5 をご覧願います。
3 月 16 日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の澤田委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。
1 適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号 5 番の申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の澤田委員は、異議がないということでございました。
説明は以上でございます。
- 議 長 次に、月当番の 3 番竹野委員に発言を許します。竹野委員。
- 3 番竹野委員 3 番竹野です。ただいまの事務局説明のとおりで問題ないものと見てまいりました。よろしくご審議お願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑がないようですので、付議番号 5 番の審議を終わります。
以上で議案第 3 号の審議を終了しました。
これより、議案第 3 号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長
(議案第4号)

全員賛成です。
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号「令和5年度農業労賃標準額の設定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書8ページをお開き願います。
(議案第4号を議案書の朗読により説明)

以下の部分は議案の朗読を省略いたします。

資料によりご説明いたします。

資料No.4は令和4年度までの標準額の推移でございます。資料No.4の2は令和4年度の下閉伊地区の市町村の標準額及び令和5年度の標準額の案でございます。

令和5年度の農業労賃標準額については、令和5年3月13日に農業労賃標準額設定検討会を開催しております。その検討会の決定に基づき、ご提案をしているところでございます。手労働については、岩手県の最低賃金が令和4年10月20日に改定したことにより、これを下回らない設定が必要であったことから水田、畑、特産については300円引き上げ6,900円としております。果樹と農薬散布については、最低賃金の引き上げ率と同じ率4.02%引き上げているものでございます。

機械労働につきましては、県農業会議の試算は、燃料費や人件費の流動費は前年度とほぼ同額となっております。機械の減価償却等の固定費が2%から8.9%の増となっていることから、各作業の固定費に相当する部分を増とする計算をいたしまして、田耕起、代かき、田植え機、バインダー、コンバイン、ハーベスタ、乾燥機、畑全般、マニュアルプレッダーについては、100円から300円引き上げるものでございます。

畔塗り、ブロードキャスター、モアー、ロールベラー、ラッピングマシンについては、同じ計算をしても、四捨五入すると前年と同額となることから据え置くものでございます。

なお、資料の4の3は、議決いただいた場合の標準額表でございます。説明は以上でございます。

議長

説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第4号の審議を終了いたします。
これより、議案第4号「令和5年度農業労賃標準額の設定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長
(議案第5号)

全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第5号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を
議題といたします。
事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の10ページをご覧ください。
(議案第5号及び議案第5号付議番号1番から5番を議案書の朗読
により説明)

議長

説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第5号の審議を終了いたします。
これより、議案第5号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」
を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。
以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第23回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後3時47分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員
会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 阿部 剛夫

署名委員 古舘 秀巳